



富山市告示第 208 号

字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり本市の字の区域を変更及び廃止したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 25 年 5 月 11 日

富山市長 森 雅



1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「婦中町上轡田」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町 下轡田		832番から837番まで

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町 上轡田	土手下割	89番2、90番2、90番3、104番2、105番1から105番3まで、106番1から106番7まで、107番、108番、109番1から109番5まで、110番1から110番5まで、111番1、111番4から111番6まで、153番1、154番から156番まで、156番2、157番1及び157番3から157番6まで